

第8期 雲南市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和7年6月25日（水） 13:30～14:48

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（18名）

4. 欠席委員（1名）

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

議第152号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について

議第153号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議第154号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第155号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第156号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第157号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について

議第158号 雲南市からの諮問に対する意見について

議第159号 会長職務代理者の辞任に対する同意について

議第160号 会長並びに会長職務代理者の選出について

議第161号 島根県農業会議会員の選出について

議第162号 雲南市農業委員会運営委員会委員の選出について

議第163号 雲南市農業委員会運営委員会副委員長の選出について

議第164号 雲南市標準農作業料金検討委員の選出について

議第165号 雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出について

議第166号 雲南市農業再生協議会会員の選出について

議第167号 雲南市土地開発公社理事の選出について

議第168号 雲南市都市計画審議会委員の選出について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。 これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第24回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。</p>
議長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ①会長専決処分の報告について（令和7年5月23日開催第23回総会分） ②合意解約（農地法第18条第6項通知）の受理について ③農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ④農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ⑤田畑転換届出の受理について ⑥農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ⑦畑地化促進事業実施予定農地の確認について ・会議等の開催報告 ※全国会長大会の概要について補足説明 ・会議等の開催予定</p>
議長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。 （なしの声あり）</p>
議長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議長 事務局	<p>日程第3、議案の上程を行います。 最初に、議第152号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書7ページ、議第152号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について説明します。議案書8ページをご覧ください。図面資料については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の畑1筆、面積は670㎡です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、長年耕作を行っておらず竹や雑木が繁茂してしまい、原野化してしまった。ということです。令和7年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適など止むを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があればお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第152号についての説明を終わります。次に、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第152号について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第152号については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第153号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第153号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。議案書10ページをご覧ください。図面資料については別添5ページから掲載しています。</p> <p>番号1番から4番、〇〇町〇〇、地目は田2筆、畑2筆、合計4筆で、関係者は1名、面積は1,834㎡です。令和7年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号5番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、面積は307㎡です。令和7年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号6番から17番、〇〇町〇〇、地目は田6筆、畑6筆、合計12筆で、関係者は4名、面積は7,410㎡です。令和7年6月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号18番から23番、〇〇町〇〇、地目は田2筆、畑4筆、合計6筆で、関係者は1名、合計面積は1,749㎡です。令和7年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適など止むを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であること、また、受付番号6番から17番については、令和3年の豪雨災害により、継続して耕作が困難になった事から非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があればお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>(補足説明なし)</p> <p>無いようですので、議第153号についての説明を終わります。次に、質疑はありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>
	<p>お諮りいたします。議第153号について、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第153号については、提案のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、議第154号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。</p>
	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第154号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書13ページをご覧ください。図面資料は14ページからです。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の17筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は14,429㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。貸借の申請事由は、経営移譲年金の受給に伴う後継者への使用貸借権の再設定です。今後もこれまでと同様に耕作、管理を行っていくということです。貸借期間は10年間で、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の4筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は4,890㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。貸借の申請事由は、申請番号1番と同様に経営移譲年金の受給に伴う後継者への使用貸借権の再設定です。経営移譲先は借受人となっていますが、現在は借受人とその兄とで協力をしながら耕作を行っており、今後も変わらず耕作、管理をしていくということです。貸借期間は10年間で、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の5筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は3,225㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請人らは親戚関係であり、譲受人は今回の申請地を含め譲渡人の土地を全て譲り受ける予定です。現況が畑の土地については譲受人自らが野菜を栽培し、田については作業委託により、そばを栽培するということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>以上、説明といたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があればお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第154号についての説明を終わります。次に、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>諮りいたします。議第154号について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第154号については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第155号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第155号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書17ページをご覧ください。図面資料については27ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は19㎡です。申請人は議案書のとおりです。先月にも隣接地が同人により転用申請があった場所です。転用目的及び理由は、駐車場として利用したい。とのこと。始末書が提出されており、農地転用許可が必要との認識がなく、30年以上前から利用を行ってきたということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は13.29㎡です。申請人は議案書のとおりです。出雲市の住所となっておりますが、現在、介護施設に入所中のため、もともとは申請地に隣接する住宅にお住まいでした。転用目的及び理由は、既存墓地は管理上不便なために宅地に近い申請地に墓地を移転したい。ということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は211㎡です。非農地証明と関連した案件となります。転用目的及び理由は、宅地への進入路を整備</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議長 7番 議長 7番</p>	<p>したい。とのこと。始末書が提出されており、昭和52年頃から進入路として使用しており、今回地目が畑であることがわかり申請を行った。とのこと。申請人は議案書のとおりです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです</p> <p>なお、申請番号2番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があればお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>7番です。申請番号1番について聞き取り調査をしております。この場所は先月も同じような場所で始末書が出ておりましたが、今回も同じで、30年以上前から農地に無断で農業用の車庫及び資材置場をしていたので、農地転用申請をしますということで始末書を読み上げます。私が現在、農業用と車両置き場あるいは資材置場、廃材置き場として利用している土地について、本来、農地法第4条第1項の規定に基づき、農地の転用について農業委員会の許可が無ければ行うことが出来ませんが、その認識が無く無許可で本来の農地としてではなく、農地外として約30年以上前から利用を行ってきました。本件について、この度雲南市農業委員会に対し、事後の手続きとはなりますが、正式な手続きをふまえ地目変更登記を行いたいと存じます。現地は、既存倉庫の建築を行っている土地と一体的に利用しているのが現状であり、農耕地としての機能を有しておりません。つきましては、現状のままで改めて農地法第4条第1項の規定に基づき、申請をさせていただき、転用許可をいただけないかと考えております。何卒、事情を斟酌していただき、許可をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
<p>議長 12番 議長 12番</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>12番です。申請番号3番について、始末書が出ておりこれに詳しく書いてありますので読み上げます。平成19年8月25日父より相続をした。この度、Iターンの人に売却するにあたって、現状、山林と道路になっている土地の地目が畑になっているため、相談したところ、道路として利用している部分は農地転用の手続きが必要であるため、農振除外手続きをし、土地を山林の部分と道路部分に分筆して、山林部分は非農地で処理を道路部分は転用許可申請をするべきとの指摘を受け、今回の申請を行う次第です。申請地を道路として利用し始めたのは、私が車を初めて購入した時であり、昭和52年頃からだと思えます。理由はどうあれ、無断で転用したこと、知らなかったこととはいえ農地法を守らなかったことは、誠に申し訳なく、深く反省しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたします。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>他にありませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>(補足説明なし)</p> <p>無いようですので、議第155号についての説明を終わります。次に、質疑はありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>
	<p>お諮りいたします。議第155号のうち申請番号1番と3番について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第155号のうち申請番号1番と3番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、議第155号のうち、申請番号2番についてお諮りいたします。</p>
	<p>常設審議委員会へ諮問による意見聴取が必要となります。申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第155号のうち、申請番号2番については申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、常設審議委員会において、許可適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、議第156号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。</p>
	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第156号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面資料については37ページからです。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は462㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが申請人は親子関係であり、申請地を譲り受け住宅を新築したい。とのこと</p>
	<p>です。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、申請地の300メートル以内に鉄道の駅、JRの駅があることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。</p>
	<p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があればお願いします。</p>
	<p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第156号についての説明を終わります。次に、質疑はありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第156号について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第156号については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第157号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案20ページ、議第157号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見について説明いたします。議案書21ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画案ですが、設定件数は61件、内訳は〇〇町が31件、〇〇町が20件、〇〇町が6件、〇〇町が4件です。また、田が339,814㎡、畑が7,634㎡、合計347,448㎡となります。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画案とは、基盤法による利用権設定に代わるもので、令和7年4月以降、これまで基盤法によって利用権設定されていたものは基本的にこちらの促進計画へ移行しました。促進計画では、全て間に、農地中間管理機構が入ることとなっております。</p> <p>この全ての計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に基づき、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理機構に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、議事参与の制限に該当する案件が〇〇町にありますので、協議の際にはご配慮ください。</p> <p>あの時計で、14時15分まで、暫時休憩とします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を発表していただきます。はじめに議事参与に関係する45番の計画案を除いて、〇〇町からお願いします。</p>
6番	<p>6番です。新規になりますが、担い手はしっかりした実績のある方で、全く問題ないと整理しました。再設定のものは、担い手の方は地元で実績があり、非常に信頼のある方ですので、全く問題なしと整理しました。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
13番	<p>13番です。新規と再設定がありますが、いずれも問題なしと判断いたしました。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
17番	<p>17番です。受ける方が農事組合法人、個人とありますがこれまでの実績があることを認識しておりますので、問題なしと考えます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
14番	<p>14番です。新規については耕作者が個人ではありますが、自身も水田、野菜等を栽培さ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>れております。遊休農地を少なくしようという思いが強い方ですので、問題なしと考えます。また、実績のある農事組合法人でありますので、問題なしと考えます。</p> <p>ただ今、各町から発表のとおり、計画案は適当であるということですが、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議長	<p>次に、農業委員会として記述すべき意見はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。議第157号の45番を除く計画案について、意見なしとして市長へ回答することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第157号の45番を除く計画案については、意見なしとして市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議事参与の制限に該当する議第157号の45番の計画案を審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、5番委員は、ご退席願います。</p> <p>(5番委員 退席)</p>
議長 17番	<p>議第157号の45番の計画案について〇〇町より発表をお願いします。</p> <p>17番です。受ける方が今までも相当実績のある農事組合法人でありますので、問題ないと考えます。</p>
議長	<p>ただ今、計画案は適当であるとの発表がありましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、農業委員会として記述すべき意見はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。議第157号の45番の計画案について、意見なしとして市長へ回答することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第157号の45番の計画案については、意見なしとして市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>5番委員はご着席ください。</p> <p>(5番委員 着席)</p>
議長	<p>次に、議第158号 雲南市からの諮問に対する意見について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書41ページをご覧ください。議第158号 雲南市からの諮問に対する意見についてです。この案件は、令和7年5月2日付で加藤会長から一身上の都合を理由に、令和7年6月25日をもって雲南市農業委員を辞任するとの辞任願が雲南市長に提出され、これに対し令和7年5月30日付で市長から農業委員会の意見を求める諮問書が提出され</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ました。農業委員会等に関する法律第13条第1項に、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができることとされており、この辞任願を受理するにあたり、農業委員会の同意を求められたものです。</p> <p>本日、農業委員会として同意した場合は、議事録を添付した答申書を市長へ返し、市長の同意決裁により正式に辞任となります。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>議第158号についての説明を終わります。次に、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。出席委員の過半数で決することになっておりますので、議第158号については採決を行います。委員の辞任について同意することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者の挙手)</p>
議長	<p>賛成全員と認めます。よって、議第158号については同意することに決定をいたしました。本日、議決しましたので、任命権者であります雲南市長へ答申し、市長の同意決裁により、正式に辞任となります。</p>
議長	<p>次の議案は、議事参与の制限に該当しますので、ここで議長を交代します。議長には年長者であり、運営委員長である1番小山委員を指名します。</p> <p>※議長交代</p>
議長	<p>議長を交代しました。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により18番委員はご退席願います。</p> <p>(18番委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議第159号 会長職務代理者の辞任に対する同意について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書42ページをご覧ください。議第159号 会長職務代理者の辞任に対する同意についてです。これは、令和7年6月17日付で会長職務代理者の嘉本委員から一身上の都合により、令和7年6月25日をもって会長職務代理者を辞任するとの辞任願が雲南市農業委員会宛に提出されました。農業委員会等に関する法律第13条第2項に、会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができることとされており、この規定を準用し、会長職務代理者の辞任に対し農業委員会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>議第159号についての説明を終わります。次に、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。出席委員の過半数で決することになっておりますので、議第159</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>号については採決を行います。会長職務代理者の辞任について同意することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者の挙手)</p> <p>賛成全員と認めます。よって、議第159号については同意することに決定をいたしました。</p> <p>18番委員はご着席ください。</p> <p>(18番委員 着席)</p>
議長	<p>ここで議長を嘉本会長職務代理者にお返しします。</p> <p>※議長交代</p>
議長	<p>次に、議第160号 会長並びに会長職務代理者の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書43ページをご覧ください。議第160号 会長並びに会長職務代理者の選出についてです。先ず、会長については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により選出するもので、会長職務代理者については、同法第5条第5項の規定により選出するものです。任期はいずれも、明日の令和7年6月26日から令和8年7月19日までとなります。</p> <p>なお、選出方法については、選挙または指名推薦のやり方がありますが、前回の総会の際に指名推薦で選出することをご了解をいただきましたので、選考委員会で候補者を選出していただくこととしました。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長 選考委員長	<p>それでは、選考委員会委員長より選考結果について発表していただきます。</p> <p>1番です。去る6月6日(金)に選考委員会を開催し、慎重に協議いたしました。その結果、会長には18番嘉本輝雄委員、会長職務代理者には17番川角茂委員を選出することでまとまりました。以上です。</p>
議長	<p>お諮りいたします。ただ今、会長に18番嘉本委員、会長職務代理者に17番川角委員との発表がありました。このとおりに決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、会長には私18番嘉本、会長職務代理者には17番川角委員と決定いたしました。</p> <p>ここで、会長に選出されました私18番嘉本、会長職務代理者に選出されました17番川角委員が会場にいらっしゃいますので、会長並びに会長職務代理者が互選されたことを告知いたします。改めて任期は明日の令和7年6月26日から令和8年7月19日までとなります。</p>
18番 嘉本委員 川角委員 議長	<p>一言ずつ就任のあいさつをさせていただきます。</p> <p>(新会長あいさつ)</p> <p>(新会長職務代理者あいさつ)</p> <p>会長及び会長職務代理者が決定し、任期は明日からになりますが、議席番号についてお</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>伝えいたします。私嘉本は18番から19番に、会長職務代理者の川角委員は17番から18番に変更いたします。よって、今期は委員の補充をしないことから17番の議席は欠番といたします。</p>
議長	<p>次に、議第161号 島根県農業会議会員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書44ページをご覧ください。議第161号 島根県農業会議会員の選出についてです。一般社団法人島根県農業会議定款第6条の規定に基づき、島根県農業会議会員を選出するものです。市町村に置かれる農業委員会の会長が会員となることが規定されていますので、嘉本会長を島根県農業会議会員として選出することを提案いたします。なお、任期は、令和7年6月26日から令和8年7月19日までとなります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明があり、島根県農業会議会員には会長を選出するとの提案がありました。このことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第161号については、提案のとおり会長を選出することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第162号 雲南市農業委員会運営委員会委員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書45ページをご覧ください。議第162号 雲南市農業委員会運営委員会委員の選出についてです。雲南市農業委員会運営委員会の設置及び運営規程第3条の規定に基づき、運営委員会委員を選出するものです。委員構成は、会長、会長職務代理者及び若干名の委員となっており、会長以外は会長職務代理者を含め各町から1名お出かけいただいております。今回、委員を一部交代により選出していただく必要が生じたことによるものです。任期は、令和7年6月26日から令和8年7月19日までです。</p> <p>選出方法は、第8期の運営委員会委員を選出するにあたり、選考委員会で選考していただいておりますので、同様に選考委員会で委員の選出をお願いしました。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、選考委員会委員長より選考結果について発表していただきます。</p>
選考委員長	<p>1番です。6月6日(金)に開催した選考委員会で協議した結果を発表いたします。一部交代とするものですが、委員全員を発表します。会長として18番 嘉本委員、会長職務代理者として17番 川角委員、1番 小山委員、8番 高橋委員、2番 板持委員、12番 石原委員、16番 岡田委員、を選出します。任期は議案書のとおりです。</p>
議長	<p>お諮りいたします。ただ今、選考委員長より発表がありましたが、発表のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第162号については、発表のとおり選出することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	次に、議第163号 雲南市農業委員会運営委員会副委員長の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書46ページをご覧ください。議第163号 雲南市農業委員会運営委員会副委員長の選出についてです。雲南市農業委員会運営委員会の設置及び運営規程第5条第2項の規定に基づき、選出するものです。任期は、令和7年6月26日から令和8年7月19日までです。6月12日に開催した運営委員会において協議した結果、2番板持斉委員が互選されましたので、提案いたします。
議長	ただ今、事務局より発表があったとおり、運営委員会で互選により選出されましたが、発表のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第163号については、発表のとおり選出することに決定をいたしました。
議長	次に、議第164号から議第168号につきましては、雲南市の条例や規則等で委員会等が設置されており、その委員として参画しているものです。選出にあたっては一括上程としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、一括上程とし、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書47から51ページになります。雲南市の関係機関などへ農業委員が委員などとして参画しているもので、委員の選出にあたっては、運営委員会で協議をしていただきました。主な提案理由を説明いたします。</p> <p>最初に議案書47ページ、議第164号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出についてです。この検討委員会は会長、それから会長職務代理者を含めて各町1名の委員で構成されています。今回、委員の一部交代により選出していただくものです。任期は、令和7年6月26日から令和8年7月19日までです。</p> <p>次に議案書48ページ、議第165号 雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出についてです。これは、雲南地区1市2町で構成しております協議会の役員を一部交代により選出していただくものです。任期は、令和7年6月26日から令和8年3月31日までです。</p> <p>次に議案書49ページ、議第166号 雲南市農業再生協議会会員の選出についてです。今回、会長交代により選出していただくものです。任期は、令和7年6月26日から令和8年3月31日までです。</p> <p>次に議案書50ページ、議第167号 雲南市土地開発公社理事の選出についてです。今回、会長交代により選出していただくものになります。任期は、令和7年6月26日から令和8年12月9日までですが、農業委員の任期に合わせて令和8年7月19日までとなります。</p> <p>次に議案書51ページ、議第168号 雲南市都市計画審議会委員の選出についてです。今回、会長交代により選出していただくものになります。任期は、令和7年6月26日から令和8年7月8日までです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議長 運営委員長</p>	<p>以上、説明といたします。</p> <p>それでは、運営委員長より協議結果について発表をしてください。</p> <p>1 番です。最初に、議第 1 6 4 号 雲南市標準農作業料金検討委員を発表します。これは、標準農作業料金検討協議会規程の第 7 条第 2 項に基づいて選出しており、一部交代とするものですが、委員全員を発表します。1 番小山委員、2 番板持委員、4 番林委員、8 番高橋委員、1 2 番石原委員、1 6 番岡田委員、1 7 番川角委員です。</p> <p>次に、議第 1 6 5 号 雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出についてです。これは、雲南地区の 1 市 2 町から、それぞれ委員を選出するもので、あて職となり、会長の 1 8 番嘉本委員、会長職務代理者の 1 7 番川角委員、運営委員会委員長の 1 番小山委員、情報委員会委員長の 1 3 番佐藤委員です。</p> <p>次に、議第 1 6 6 号 雲南市農業再生協議会会員の選出についてです。これは、会長あて職となり、会長の 1 8 番嘉本委員となります。</p> <p>次に、議第 1 6 7 号 雲南市土地開発公社理事の選出についてです。これも同じく、会長あて職となり、会長の 1 8 番嘉本委員となります。</p> <p>次に、議第 1 6 8 号 雲南市都市計画審議会委員の選出についてです。これも同じく、会長あて職となり、会長の 1 8 番嘉本委員となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、運営委員長より協議結果について発表がありましたが、このとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 6 4 号から議第 1 6 8 号については、発表のとおり決定いたします。</p> <p>なお、関係機関により任期が異なりますが、これまでと同様に農業委員の任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取らせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(1 4 : 4 8 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____